

## 平成30年度 第1回 香美市上下水道審議会 議事録要約

日 時 平成31年1月11日（金） 13:30～

場 所 香美市役所 北庁舎 2F 会議室

出席者（委員） 6名 欠席委員 3名

事務局 ただいまより、平成30年度第1回香美市上下水道審議会を開催する。審議会の議事につきましては原則公開となっている。ホームページ等で公開をしているので了承いただきたい。それでは、開会のご挨拶をさせていただきます。

事務局 （開会挨拶）  
本日はお忙しい中、このようにお集まりいただきまして、心よりお礼申し上げます。  
昨年度は、香美市上下水道の経営戦略策定に関して熱心に議論いただき、経営の指針となる計画が出来上がった。お礼申し上げます。  
本日は、下水道受益者負担金及び分担金について、料金改定の問題、民間委託について審議をお願いしたい。水道法の改正が話題となり、水道の経営や現状に対して関心が高まっている。香美市についても大変厳しい状況が続いている。委員の意見、協力なくして経営改革は前進できない。審議会の意義は重要と考えている。忌憚のない意見をいただきたい。

事務局 （出席者の紹介）  
（資料確認）

会長 大変重要な会であるので十分検討していきたい。よろしく願います。議題はどれも市民に直接係ることなので十分意見をだし、わからないところは質問し、忌憚のない意見を交わしていくことをこの審議会の方針としていきたい。それでは事務局より受益者負担金と分担金の現状について説明していただく。

事務局 現在、土佐山田町市街部に公共下水道事業、香北町市街部に特定環境保全

公共下水道事業、土佐山田逆川地区に農業集落排水事業の3つの事業が存在する。このうち公共下水道事業の下水道工事により受益を受ける者を受益者として賦課徴収するものを受益者負担金としている。また、特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業の場合は、受益者分担金としている。この負担金及び分担金は、各下水道事業の供用開始区域内の受益者に対して1回限りかかるもので、公共下水道事業の場合は、土地の所有者に対して土地面積1㎡当たり460円を賦課徴収している。特定環境保全公共下水道事業の場合は、建物の所有者に対して1戸当たり130,000円を賦課徴収し、農業集落排水事業の場合は、同じく建物の所有者に対して1戸当たり200,000円を賦課徴収している。供用開始区域の拡張の予定については、公共下水道事業は、建設改良工事継続中で、現在、談議所・神母ノ木地区に入っている。特定環境保全公共下水道事業については、現在、新規建設改良工事もなく供用開始区域の大規模拡張の予定はない。農業集落排水事業については、建設改良工事も終了しており、分担金の納付も終了している。

今回の議題についてだが、公共下水道事業では、供用開始区域内の土地すべてを対象としており、5年という長い納期のために、収入未済や不納欠損が発生しやすい状態で、近年では、供用開始以後5年を超えた場合、賦課徴収することができないとの判例もでている。また、下水道布設工事の区域は、市街化調整区域に広がってきており、建物が建築可能か判別できない場所も含まれるため、今までのような市街化区域と同じような取り扱いでは、公平性が損なわれるのではないかと考えている。このようなことに対応するため、下水道引込管を設置する区域をより精査して下水道を使用できることが確実な場所を供用開始区域として賦課徴収を行うようにする。確実に賦課徴収ができるようにしたうえで、受益者負担金の納付も一括納付をより推奨し、供用開始後5年以内に完納できるように事務を見直す。それに合わせて受益者負担金及び分担金に係る条例・規則・要綱の改正及び制定を行う。

次に主な条例・規則・要綱の改正点だが、配布している「下水道受益者負担金及び分担金について」（資料）のとおりである。基本的には運用の見直しなので大きな条例等の変更はない。ただし、区域外流入に関するものについては、元々要綱だけだったものを条例・規則・要綱に分けて新たに作成している。特に問題がなければ、平成31年度4月以降の供用開始に向けて3月議会への提出を考えている。

事務局

ある程度の集落単位で下水道の供用開始の発表を行っており、発表された区域は受益者負担金の対象になる。通常5年以内に受益者負担金を納め、下水道につながるのが前提条件になる。ところが、今度整備するところが市街化

調整区域に入り、どこでも家が建たない地域に移り、合併浄化槽が普及し、すぐには接続できないところが増えてきたのが現状である。今までのエリアで供用開始する方法をやめ、個別に話を聞いたうえで供用開始区域を告示する方法に変える。供用開始区域に入った時点から5年なので、接続可能なところを供用開始にするので、今まで徴収できなかったようなところなくなる。調整区域なので家の前に本管が通っているだけで受益者負担金がかかるということは現実的ではない。弾力的な方法が取れるような改正したい。今まで宅地になるまで徴収猶予をしていたが、他の自治体で判決があり、徴収猶予にしたとしても供用開始後5年以内に徴収しないと無効であると最高裁でおりた。その取り扱いをめぐりどこの自治体も困っている状況である。そういったことなどから弾力的な扱いができるようにエリアで供用開始の発表の仕方で行っていくのではなく個別で行っていくことで確実に受益者負担金を負担してもらおう形に改正したい。

会長

エリアが変わったということ、市街化区域を中心に今まで行ってきたが市街化調整区域まで計画区域に入ってきたので違いがでてきたということ。区域を決めて行ってきたことが市街化区域の中は引いても引かなくても負担金はかかってきていた。かかってきていたがそれを猶予するという手続きでやってきたところが5年経って払わなくて良くなると大変なことだということ。引くことの問題点になってきた。市街化区域の中での問題点と市街化調整区域を通る時に負担金をみんなから集めることはできないということ。引くことを決めた人には負担金をもらうということの説明をしていただいた。エリアでではなく点、人で供用開始し、負担金をもらうということか。

事務局

そうだ。整備してすぐにつながらない人もいるが、後からやりたいという人にも対応できる。その時点から供用開始となり、負担金を支払うということになるので、先ほどの5年の時限というのが発生しにくい。

会長

手を上げてつなぐ人には管を入り口まで引くのか。

事務局

最初に整備したときには引くが、後から整備が終わってからやる人は本管までは自分でつないでいただく。

事務局

たとえば本管が家の前に整備され、その家の人がつなぐ場合に発生する。家の前に本管が整備されても来年度つなぐ場合は来年から負担金は発生する。本管の整備工事は終わっているので接続の費用については個人で負担と

ということになる。本管の整備と同時に接続する場合は、工事の中でいっしょにできるが、本管整備後に接続する場合は、個人の負担となる。

委員 本管と同時であれば市が負担するということか。

事務局 そのとおりである。

委員 調整区域に下水を布設していく考えはあるのか。

事務局 既に整備計画を国のほうに申請して高知工科大の周辺の地区については区域決定が降りている。

委員 佐岡のほうはどうか。

事務局 佐岡は下水の整備エリアにはっていない。既に告示されてエリアは決定されている。

委員 調整区域に下水をひくようになっているのか。

事務局 調整区域は、基本的にはエリアに入っていない。都市計画マスタープランというものがあり、これと下水道の整備はリンクしており、市街化区域は家をどんどん建てていく地域なので整備していく。ただ南組がまだだが、ほとんど整備が終わった。市街化調整区域については神母ノ木、談議所しかない。以前は明治地区の方が入っていたが、合併浄化槽の普及が進んだのでそのエリアはのけている。ただ、神母ノ木、談議所は高知工科大学、県営住宅大規模な施設があるので整備していく。もうひとつ調整区域と神母ノ木が違うのが大規模指定集落というものがあり、香美市の中では神母ノ木のみだが、農地であっても2年以上神母ノ木に住んだことがある人については、道は必要だが家が建てることのできるという条件がある。そういったことからこの地区はのけずに残したというのが現状である。

会長 神母ノ木の面整備はしないのか。

事務局 行う。

委員 今回変更するのは、使用状況に合わせて個別に徴収するということだけか。

本管を付けるタイミングでやれば市が負担する、後年やれば自分で負担ということも変わらないということか。

事務局

後年は自分の負担となる。

委員

地域で一律に全部とっていたものを個別に条件をあわせてとることが変わったという理解でよいか。

会長

それと供用開始の方法が変わる。

委員

徴収エリア一帯か個別かということの変更だけで、そこに住んでいる人は変更前変更後でシステム上負担金は変わらないということか。

事務局

金額は変わらない。

委員

行政がやっているのだから公平でないといけない理屈からいくと個別にちゃんとやっていくことが合理的で公平だと思うので、その点では改正しても問題ないのかなと思う。

事務局

5年という縛りがあったので5年だけでとるという考え方だったが、すぐにはとれないかもしれないが、とりこぼしのないやり方に変える。

委員

個人と個人の契約になるからとりこぼしが無いということか。

事務局

5年という期間があり、手続きもせず納付もしない者がいた。5年間払わなければ不納欠損になり、払わなくても次の人が土地を買ったら接続できた。それは不公平ということもあり、5年の判決もあるとわかり、公平な負担をしてもらおう。例え年月が延びたとしても確実につなげる時は払ってもらおうという方法に変える。

委員

わかりやすくはある。

会長

背景は、市街化区域に5年間で家を建てさせる行政的な要求があったものが、青田が残っており、建てない、売らないので期間が5年を過ぎても何もしていなかったためにとれなくなった。神母ノ木地区は市街化区域ではないので全部にかけるということではできないと悩んでいるということ。

- 委員 5年という壁があつてお金を払わずにすむ人がでてくる。それを直したいという趣旨はわかるが、判例で5年過ぎたものはとれないという根拠はどのような根拠だったのか。
- 事務局 判例は個別の事例である市が訴えられて、供用開始の告示の日から5年経過したものについては賦課徴収できないという判例になっており、訴えられた市町村が負けたという判例なので直ちにうちの市が違法状態ということではない。
- 会長 時効ではないか。
- 委員 時効というものであれば、時効の性質上、前でとってしまうというのは合理的である。5年過ぎてしまふともうとれないので前でとってしまうというのはおかしくなってくる気もするが、住民感情としてはよくわかる。
- 事務局 県外に出ている人が持っている土地は特にそのようになりやすい。
- 会長 5年の時効はわかっていた。再申請したり、再調査したり、もう一度手順をやり直すという方法もあったのではないか。裁判の結果がでて気付いたことかもしれないが。
- 事務局 他市においても他市が訴えられて負けたということだけ捉えて直ちに無効だという考えはもっていない。
- 委員 今回より慎重にやるとすると、説明の仕方を変えて、5年ではなくて今までは使用開始と賦課金のタイミングがずれていた。それをあわせるということだけで、5年云々はのけておいたほうが良いのではないか。
- 会長 財政上は不納欠損になるのか。
- 事務局 今までも不納欠損になっている。不納欠損のところを売って、買った人が払わずに建てている事例がある。
- 会長 不納欠損は予算に上がっているのか。

事務局 上がっている。

会長 それともひとつ、地域ではなく個々に認定するということか。

事務局 人と土地になる。

会長 市街化調整区域でも同じか。

事務局 市街化区域も市街化調整区域も今後は同じである。

委員 今までは広いところで、できる人できない人合わせてそういうやり方だったが、今度は個別に引くとなったら対象になるそれが当たり前ではないか。

事務局 市街化調整区域に入ってきてどこでも家が建たない。すべて対象にするのはおかしくなった。

委員 それで当然いいのではないか。

委員 市街化区域でもいい人もいけない人もいたのではないか。

事務局 市街化区域では徴収猶予になっていた。不納欠損になるという可能性が出てきたので、その自衛をする。

会長 認可の方法とお金のかけ方を変えたいということ。

委員 時効について、5年経ったら払わなくて良いという権利がもしあるのであればそれを行使できないようにしてしまうといけないので、5年を出さずに使用開始と会計のタイミングを合わせるということだけで説明したらどうか。

事務局 あるところは5年経つ前に徴収猶予の手続きをもう一回とってもらおう。時効の中断をするという方法をとるところもある。ただ、判例で考えた考え方に有効かどうかはわからない。

会長 市街化区域はすべてパイプを引いていたか。

事務局 引いている。個別に意向調査を行い、引き込み位置も決めている。

会長 今度の場合は希望者だけということ。市街化区域は行政的な家を建ててもらいたいという要件もあったが、市街化調整区域は今の建っているところを前提としているので事務局が言うようになる。

委員 条例の中身とは少し外れるかもしれないが、個人の家につなぐ場合に土地が広いがために裏と表にやりたいという場合があるが、それはいくらか上乘せされるのか。

事務局 山田の場合は、宅地一つとみなすので面積かける 460 円となる。2 本つないでも同じである。

事務局 取付管の基準があり、必要以上につける場合は自己負担となる。受益者負担金は変わらない。

会長 特環下水と農業集落排水はどうか。

事務局 特環下水については、もともと接続時に支払うことになっている。

事務局 農業集落排水は、事業が終わっているので 100%収納が終わっているような状態で新たに設置する建物ができた場合には発生する可能性はあるが、今のところ 5 年ぐらいは発生していない。

会長 公共下水道だけということか。

事務局 そのとおりである。

事務局 また、供用開始区域の外に計画区域というものがあり、その内側に供用開始区域が設定されていくが、もともとの計画区域の外から下水道につながたいという申し出があった場合に、許可制で下水道につなぐことがあるが、今まで要綱だけで対応していたが、区域内の受益者負担金、分担金と同額でもらう条例、規則。要綱を新たに制定する方向で動いている。いままでは寄付金という形で負担金相当額をもらっていたが、今回、分担金として区域内の受益者と不公平がないように同じ金額を支払ってもらう。

- 事務局 今までは区域外流入については、公共、特環、農集も要綱でやっていたが、明確にするために条例と規則を新たに作り現在の区域内の方と同等の扱いでやっていく。
- 会長 全体的な処理能力との関係はどうか。
- 事務局 許可する段階でどのくらいの排出量を想定しているかを出してもらい許可する。
- 事務局 当然エリアが決まっているので、周辺の方が放流したいといっても最終的な能力がオーバーすれば計画が進んでいる最中にいっぱいになれば大変なことになる。区域外から入ってくるものの基準は厳しくなる。全体的な計画の余力がどれくらいあるか試算をして、その中で受け入れが可能ならば許可する。あくまで区域内が優先である。
- 委員 区域外で審査して認めて、いろんな事情でいっぱいになったからとなりがもうだめですという事も起こるということか。
- 事務局 本管が家の前に通っているが区域外の人がほとんどで、離れていると合併浄化槽のほうが安いのであまりいない。
- 会長 前山のような大きい団地になると認可の改定をしないといけない。
- 事務局 大きい団地になると区域外流入を認めていくと問題になるので、その場合は思い切って区域の変更を国に申請して認めてもらうという方向になる。
- 委員 地区一括でやっていたものを公平を担保するために手間隙かけて個々ちゃんと管理をして使用状況に見合ったようにお金を取っていく。非常に合理的であっていいと思うが、そうすると5年の問題も発生しない。ただ、資料として地区一括でやっていたものを個々単位の変えますというのが読み取れないが、どこで表現されているのか。
- 事務局 基本的には条例の変更はほとんどなく、やり方を変えていく形で対応できること。一番関係するのは供用開始の告示と賦課の告示というのがあり、供用開始の告示はいつでもできるが、賦課の告示は毎年度当初にしかできない条例になっており、供用開始の告示に併せてできるようにするというのが条

例改正のメインとなる。それ以外については、運用の仕方、供用開始区域の認定の仕方をより精査することで対応できること。

委員 会議体が必要なら決定したことの資料として紙ベースで持っており、これについて認めたということ根拠にしたほうが良い。

会長 議会でも説明が必要になるので書いて運用のことを説明するようにしたほうが良い。

事務局 一括徴収を推進するということと工事をして下水道をつなぐ時までには必ず支払ってもらう。

委員 ここだということが出てこないのでは仕様として明確にしたほうが良い。市として審議会で認めてもらいたいということであれば、資料に盛り込んでほしい。

事務局 資料がわかりにくく申し訳ないが、趣旨としてはそういうことである。

会長 良ければ次にいく。水道料金及び下水道使用料の見直しについて事務局より説明をお願いします。

事務局 料金、使用料の見直しについて現時点の香美市としての考え方を説明する。昨年、経営戦略はおかげさまをもちまして策定されましたが、簡易水道、3つの下水道については一般会計からの繰入金なくして料金収入のみでは経営がなりたない状況である。この繰入金に関して企画財政課長との協議で3年間は、この水準を維持できるよう努力をするが、その間に料金改定や支出の抑制等の努力をしてもらいたいとの課題をもらっている。香美市も市町村合併の特例が徐々になくなり、また人口減少や高齢化によって市の収入自体が減少して支出を抑える努力をしないといけない状況である。平成31年度も枠による予算配分が決められ、なお一層の歳出カットが求められている。このような現状において本年度さまざまな角度から歳出について縮小検討したが、資材燃料費の高騰や消費税の増税等により今より経費がおさえられる見通しが立ちづらい状況で、さらに施設の老朽化によりますます出費が増えると懸念される。唯一の経営のよりどころである一般会計からの繰入金も先ほどのとおり増額はありえないどころか減額をされることを見通した経営が必要となってきている。また、黒字経営を維持している山田地区の上水

道についても送水管の補修等の課題もあり、工事の期間を長期でやっていけば何とか対応できる計画にはなっているが、その間に今までの蓄えをすべてなくしてしまう。今後、災害等のアクシデントがあった場合に対応が厳しくなることも懸念される。そういったことから料金改定に踏みきるように考えている。ただし、来年度には消費税の増税を控えているので、平成 33 年 4 月からの料金改定を目指して準備に入っていきたいと考えている。消費税の増税があるので 10 月の時点で市民の皆様には負担いただいている水道料金について 2%分は上がる。昨年度の審議会でも意見があったとおり、まず値上げは経営の見直しなど経営の努力を行ってから住民に周知を行ったうえで議論されるべきだという意見ももらっている。後に説明するが、民間委託も経費の節減の一環であるが、こういった財政状況であるので来年度には値上げの議論に入っていきたい。以上である。

委員

再来年ということだが、まずどれくらい値上げすれば繰入金とのバランスがとれるか。

事務局

どうやっても繰入金とのバランスはとれない。繰入金とのバランスをとるところまでやると住民に負担してもらう金額にはならない。去年の審議会でも意見をもらっていたが、香美市の中で料金が安いところと高いところがあるということはいけないという考えである。すべて埋め合わせることはできないので何%かに区切って値上げをさせていただく。配慮しないといけないのは香美市は高齢者、特に独居の方も多いので、課題で検討しているのは基本料金はできるだけ据え置いたうえで 20 m<sup>3</sup>を越える部分についての値上げを主に検討していきたい。これもまだ課内での話にはなる。また審議会の意見を聞いて内容については決めていきたいと思っている。

委員

どれくらいというのがわからないのでとにかく研究してこれくらいというのを具体的に示していただかないといけない。

委員

水道代と下水道代に何%かをかける。

委員

20 m<sup>3</sup>まではあまり使わないだろう。

事務局

香美市は一人暮らしの人が多し。お年寄りだけではなく学生もいるので、20 m<sup>3</sup>以下の世帯の比率は他のところより高いと思われる。料金的にも市の中では香南市に次いで低い。

事務局 水道料金は3年から5年に見直しをなさいというのを水道法の中で謳われている。できてないのが現状で、水道料金が高い自治体もあれば安いところもあってばらばらだが、これから先はほとんどの自治体が上げざるをえない。維持管理していく更新していく必要があり、香美市としてもどれぐらい投資がいるのかそれによってどれぐらいの料金が必要になるのかというシミュレーションをしていかないといけない。それを作ったうえでまた審議会で意見をいただきたい。2ヶ月に1回を1ヶ月にするのか、弱者にどれだけ配慮するのかそういったパターンを作らせてもらい。33年4月を目標にして準備をしていきたい。

委員 20 m<sup>3</sup>が基準になるのはどういったことか。

事務局 2月検針なので月10 m<sup>3</sup>である。

委員 10 m<sup>3</sup>はどこからきているのか。必要最小限の人間が10は使うだろうということか。

会長 1人1日使う量を積み上げたのが10 m<sup>3</sup>だと思う。

委員 そこまではなるべく安くしてあげようということ考え方か。

事務局 2ヶ月制を1ヶ月制にするメリットは、漏水を早く察知できるというのがあり、それと使用量が明確でユーザーの方にはわかりやすい。

委員 仕事が単純に倍になるが負荷が増えて大丈夫か。

事務局 水道法が改正になり、これからもっと業務が増えてくる。水道法に明記される水道台帳の整備というのも新たに業務として負荷がかかってくる。法的な縛りはやむを得ないが、それを民間にお願いし、計画や拡張とか企業会計でいういわゆる4条予算は行政が持ち、3条の維持管理は民間にお願いするというような形で進めている。広域連携についても県が水道ビジョンを昨年から作成しているが、今後は高知県の水道は、香美市や南国市などの単体での経営は厳しい。香川県のように1県1水道というのが理想だが、高知県でできるのか、そういうことも考えていかなければ、一自治体でやっていけば水道料金を上げる一方で、水道を使う方へ負担がかかることになる。これ

を何とか抑えてできる方法を考えていかないといけない。国もそういう考え方を持っている以上、中身は十分論議しないといけないが市もそれに合わせていかないといけない。水道法と耐震化でいえば昨年から国のほうが3カ年の強靱化の政策を掲げて、水道の予算についても来年度650億円今まで10年間でなかったほどのお金がついているので、こういったものを活用しながらやっていかないと経営は厳しいと考えている。

会長

国は合理化しなさいというのが、ひとつは市民の命の水なので、そうなることでどうなるかということ含めて検討していかないといけない。一般会計から繰り入れてやっているとのことだが、福祉の問題であり、香北や物部で人が少ないところで、橋もかけないといけない場合に余計に負担をしてもらうことはできないので、福祉という立場でいうと限度はあるだろうが繰入金金を請求していかないといけない。

事務局

統一料金は堅持していくと前回の審議会でも確認させてもらっているのので、その地域の格差はつけない。実際には財政当局とどれくらいの繰入が可能かを協議しながら値上げの幅を決めていかないといけない。

会長

繰入金は、福祉で見ないといけない分は福祉の分として計算してもらい、一律にこれくらい下げるということではなしに検討してほしい。

事務局

100年持つ耐震管に更新していくとすると上水で年間5,000万円、簡水で1億2,000万円必要である。漏水が多いところは急がないといけないが、負担してすべてを直していくというのは決めかねている。

委員

なにを努力していくか直すかというなかで、香北の場合は原水がいくつもあり、1つにまとめたらよいのになかなか地域の人が納得しない。しかし、これから農業のあり方を考えた場合にどこまで必要なのか、そこの努力に申し訳なく思う。

事務局

人口も減っていくなか、水道の施設を現状で維持管理していくのは非常に厳しい。集約化したいが、水利権の問題を解決するのは難しい。

それと漂流水が致命的なのは、維持管理が大変で、雨が再三100mm以上降るようになり、山も荒廃し、その都度濁りが発生してその分維持管理費が発生する。それを含めてなんとか地元の方にご理解をお願いしたい。

会長 耐震化などは、かなり計画的に財源を考えていかないといけない。財源も人を削ることを考えてはいけない。これぐらいいる人もこれぐらいいるという予定を作らないといけない。

事務局 香美市は広大でみんなそこに住む権利を持っているのでどんなところでも同じように生活ができて同じ水準を保つことは行政がすべきことだと思う。

委員 山間部のことも考えてほしい。パイプも錆びて漏れているところもある。

委員 繰入金で3年間は今までどおりとして努力するということだが、いつから3年間か。

事務局 今年からである。

委員 民間委託はいつからか。

事務局 平成28年度からである。

委員 開閉栓はやっているのか。

事務局 今は施設管理だけである。

会長 次に水道開閉栓等の外部委託について説明をお願いします。

事務局 水道事業では民間委託の活用を進めている。理由は技術的な安全水準の確保と今回の委託につきましても人材の確保とコストの見直しが目的となっている。昨年度の上水道審議会においても経費等の支出をできるかぎりの削減ということで検討してきたが、経費の削減はこれから先を見越した場合に増えていく一方で下がる見通しはつきにくい状況のなかで、唯一人件費の削減が考えられる。現在、庶務班の正職員6名のうち1名産休育休中、臨時職員2名の合計実質7名で庶務班の仕事を行っているが、32年度から臨時職員も会計年度職員へ移行して正職員並みの給与手当で昇給をする必要があり、支出の増大が避けられない状況となっている。そこで平成31年度に正職員1名、臨時職員2名を減して、平成32年度には正職員をさらに1名減し、職員の減数分を現在施設管理委託しているクボタ環境サービスに委託

する予定である。新たに委託をする内容は閉開栓、料金等の窓口業務、各種入力作業、ハンディターミナルの受け渡し受け取り、メーターボックスの台帳の整備を予定している。これにより、削減効果は年間 200 万円を見込んでいる。平成 32 年度からは検針についてもクボタ環境サービスに委託を考えている。この方法については現在委託をお願いしている検針員の皆様にもそのまま移籍をしてもらい従来どおり検針を行ってもらおうように考えているが、なぜクボタ環境サービスへ委託をするのかということだが、現在、検針員の方が事故や病気、家族のアクシデントがあった場合に代替をできるものがないという状況がある。ひとりの検針員の方にも言われたが、自分が何かあった時に職員で対応できるかと言われたときに何も持っていない。どこにメーターボックスがあるかもわからない状況である。職員が閉開栓に行くのにわからなければ検針員に電話で教えてもらうのが実情である。そういった危機的状況を打開すべく、一旦、メーターボックスの位置を全部検針員と同行して調べたうえでアクシデントがあった場合でもクボタ環境サービスのほうが後ろに回ってやるという補償をつくっていきたいと考えている。これからは技術の問題もそうだが、公務員だけで全部をまかなうというやり方が熟練の問題で、人が入れ替わる状態では難しい。きちんとした安全管理きちんとした状態の水を届けるという指名を負っているので民間を活用していかないと小さい規模の自治体では維持できない。そういったところもご理解いただき民間委託を進めていきたい。ただし、12 月議会でも言われたが、経営について管理は自治体のほうできちんと見ていく。ヨーロッパのほうでは水道の民営化がことごとく失敗しているという報道もされている。経営権を移すと株主への配当などを重視されるので、管路の更新や施設管理がおろそかになるという事例もあるので、そこについてはきちんと行政が責任を持って管理をしていくというスタンスは変えるつもりがないのでご審議をお願いする。

委員

クボタ環境サービスとはどこのどういう会社か。

事務局

本社は東京で、重機とか農機具を作っているクボタの子会社である。水道のメンテナンスや下水のメンテナンス、大きいところでは原発の管理、産業廃棄物の後処理などの環境面のエキスパートである。

委員

高知県では、どこに事業所があるか。

事務局

香北にある。美良布駅の横に事務所がある。

- 事務局 香美市全体で見た場合に拠点として一番中心的な場所ということである。現在 8 名いる。
- 事務局 24 時間対応できるようにしている。
- 事務局 香北・物部には水道を扱う職員はいない。すべて本課で対応するというところで民間委託を行っている。
- 委員 どれだけ人件費が削減できるかというメリットとそれにもなうデメリットを教えてほしい。また、なぜクボタ環境サービスなのか。
- 事務局 庶務班の職員が 2 名減ることで約 200 万円の効果がある。
- 委員 年間 200 万円でクボタに支払った差額としてか。
- 事務局 そうである。
- 事務局 業務の状況によって複数年契約ということもあるが、とりあえず今回の窓口業務委託については 1 年契約で、施設の維持管理契約については平成 27 年から準備、平成 28 年度に評価を行い、問題ないということで今年度から複数年契約を行っている。窓口業務についてもクボタ環境サービスはすでに香美市の状況を把握しているので、新たな企業が入るのは厳しいと考える。最初の段階では他の業者もおり、入札で決定しており、その後、業者を 1 年間評価し、問題ないと判断している。
- 事務局 施設管理と一体で行うので水道の全体を見通すことができる。検針員の人材のこともあり、職員が多く 24 時間対応が可能なところは他にはない。
- 委員 クボタ環境サービスの業務が横断的になるので結果的に住民に対してのサービスが向上するということか。一部委託よりはトータルで委託したほうが良く、そのかわり経営権はしっかり握り管理していくということか。デメリットはないのか。
- 事務局 行政の監視が重要だが、人員不足と人事異動があるなかではたして民間の管理ができるのかというところ。官民共同で技術研修を行っており、行政も

民間のほうに技術の指導をお願いし、お互いを高めていくようにする。業務に対して評価を行い、委託を続けていくのか判断できるように職員を育てていかないといけない。

委員 民間と契約した場合に経営内容、日ごろのオペレーションをすべて開示させるような権限を市は持っているのか。

事務局 業者の業務に対して評価をしないといけないので当然持っている。小さい自治体は、今後、人員不足が進んでいく。早くに対策しないといけない。

委員 水道は福祉と思うが、民間は利益追求が主であるので、行政がどのようにコンタクトを取っていくかが重要。理念的なことをしっかりと民間と協議してほしい。

事務局 あくまでも共通の事業を行うパートナーであり、経営の主体は自治体である。

会長 職員がいなくなったから民間になるというパターンならすべて民間がやることになる。必要なことには人員を配置してもらうようお願いしないといけない。主導権を民間に握らせない体制を整えてもらいたい。

委員 平成 28 年から委託というのは県内では早いほうである。今からでは遅いと感じるので早く取り組むのは評価できる。

委員 検針員だが、電気は検針員がいらないような状態になっている。そのようにならないのか。

事務局 水道はスマートメーターの開発が遅れている。初期投資もかかることと、計量法で 8 年に 1 回はメーターを交換しなければならないことも理由である。人が検針することは确实でもある。

委員 人が検針すれば、漏水なども確認できる。

事務局 去年の冬には空き家の凍結が多く漏水に悩まされた。

会長 クボタ環境サービスに委託した場合はどれくらいできるか。

事務局 検針は1軒1軒まわるので24時間対応できる。漏水修理は別の業者に依頼する。

委員 凍結の季節だが予防はできる。

事務局 今年手紙を送付し、長期で使用しないところは止めるようお願いした。

会長 あまり民間委託を重視しすぎないように注意しないといけない。かなり監督して自分の仕事と思って委託するようなことでないと、民間のペースになる。

事務局 委託するにしても原資が必要になる。どれだけ投資をしなければならないかは、また次の段階で説明する。

委員 人員も足りないため民間委託をしなければならない流れだが、民間に丸投げはいけないので、その中で委託の仕方をどうするのかというノウハウを作っているところであるということ。

会長 民間委託を行っていて、技術職員がいなくなり、民間業者にも去られたら困る。行政で行わなければならないことは残してほしい。そういう心配を考慮して行政を進めるようよろしく願います。他に意見がなければ、本日のことについては概ね了承されたということで、次回は予定があるか。

事務局 次回は来年度になる。料金の見直しについて議論をしていただきたい。

会長 次回は4月以降ということでよろしく願います。